

町田市多文化共生推進方針

～日本人住民と外国人住民が互いに尊重し、認め合い、安心して生活できるまちへ～

2026年10月

町田市

1 策定の背景

町田市では、これまで市と町田国際交流センター（以下、「国際交流センター」）が相互に連携^{*1}し、日本語教室の実施や生活相談への対応、国際交流イベントの開催などを通じて、外国人住民が地域社会の一員として安心して生活できる環境づくりを進め、多文化共生の推進に取り組んできました。

一方、国全体で外国人人口が増加する中、町田市においても外国人住民は近年増加傾向^{*2}にあり、今後は市民に占める外国人住民の割合がさらに高まることを見込まれます。また、すでに外国人住民の居住割合が高い他自治体では、国籍・言語・在留資格の多様化により、画一的な支援が機能しにくいことや、行政情報・防災情報が外国人住民に十分届かないなどのほか、生活習慣・地域ルールの違いに起因する地域摩擦が生じるなど、風習や価値観の違いに起因する課題が顕在化し、多様なニーズへの対応が困難となっている事例も見られています。

そのため、町田市においても、これまでの取り組みを継続するだけでなく、社会状況や地域の実態の変化に応じて、支援内容や体制を見直していくことが求められています。

2 策定の主旨

このような背景を踏まえると、外国人住民の生活実態やニーズを的確に把握したうえで、支援内容の見直しを図るとともに、必要な支援を効果的かつ持続的に提供できる体制を整えることが、これまで以上に重要となります。

そこで、日本人住民と外国人住民が互いに尊重し、認め合い、安心して生活できる地域社会を実現するため、市と国際交流センターが現在抱えている課題^{*3}を明らかにし、今後に向けた“4つの方針”を定めて、持続可能な多文化共生社会の実現に向けた取組を進めます。

^{*1} P4・・・「【参考資料】 1 現状の支援体制」を参照

^{*2} P8・・・「【参考資料】 7 町田市の現状(1) 外国人人口と市の総人口に占める割合」を参照

^{*3} P12・・・「【参考資料】 8 町田市の取組状況と課題／多文化共生推進のための方向性」を参照

3 持続可能な多文化共生社会の実現に向けた方針

町田市の現状と課題を踏まえ、以下の方針を定めて、持続可能な多文化共生社会に向けた取組を進めていきます。

(コミュニケーション支援に関すること)

方針1 言葉をつむぎ、やさしさを伝えるまちづくり

日本語教育の充実に向けて、教室環境の確保や運営体制の見直しを進めます。併せて、ボランティアの負担軽減を図るとともに、行政情報の多言語化や「やさしい日本語」の対応を推進します。

取組内容

★重点的な取組：日本語教育の実施 ○ 行政情報の多言語化・「やさしい日本語」対応

日常生活や地域活動に役立つ日本語教育を実施します。特に初期日本語教室においては、市と国際交流センターとの役割整理のうえ、「言語習得の場」だけでなく「行政・地域との接点」として機能させ、生活上の困りごとや潜在的な要望を把握する機会とします。

(取組例)
・初期日本語教育の充実
→東京都が示す「東京における地域日本語教育の体制づくり」の考え方を踏まえ、現在、町田国際交流センター等が実施している初期日本語教室について、市の責任において実施

(多文化共生の地域づくりに関すること)

方針3 多様な参加を広げ、地域に根ざした国際交流が生まれるまちづくり

多様な市民が関心を持ち参加できるよう、内容や手法を工夫しながら交流の機会を広げるとともに、外国人住民の地域参加支援や子ども向けの取組などを通じ、地域に根ざした国際交流を推進します。

取組内容

★重点的な取組：国際交流の場の提供 ○ 国際理解協力活動の実施
外国人住民の地域活動支援 ○ 子ども教室の開催

日本人住民との相互理解が深まり、外国人住民が安心して主体的に地域活動へ参加できる環境を整え、多文化共生の好循環を形成します。

(取組例)
・国際交流活動の推進
→多様な市民が関心を持ち参加できるよう、内容や手法を工夫しながら交流の機会を広げるとともに、外国人住民の地域参加支援や子ども向けの取組などを通じ、地域に根ざした国際交流を推進



(生活支援に関すること)

方針2 必要なサポートが行き届き、安全・安心に暮らせるまちづくり

相談の受付から情報の管理・活用までを一体的に捉え、状況の把握や施策の改善につなげる仕組みを整えます。また、平時・災害時を問わず、必要な支援や情報が適切に届く体制を構築し、多様な背景をもつ市民が安心して暮らせる環境づくりを進めます。

取組内容

★重点的な取組：生活に関わる相談支援の実施 ○ 災害時の体制整備／○ 情報収集・発信
○ 通訳派遣・翻訳等の実施

母語や、やさしい日本語を活用した相談体制を構築します。日本語教室等で明らかになった課題を適切な支援へ迅速につなげることで、問題の早期解決を図り、安定した地域生活を支えます。

(取組例)
・生活相談支援の実施
→外国人住民の困りごとの解決を図るとともに、相談実績をデータベース化して蓄積し、社会状況の変化に対応した施策へ反映するため、市の責任において生活相談支援を実施

(多文化共生施策の推進体制の整備に関すること)

方針4 連携と共有で、多文化共生を着実に進めるまちづくり

多様なニーズに柔軟かつ的確に対応していくため、庁内外の関係者が情報や課題を共有し、継続的に検討を深められる体制づくりを進めます。加えて、外国人支援に関する連携を強化し、実態の把握や人材育成にも配慮しながら、分野を横断した多文化共生施策が着実に推進される環境を整えます。

取組内容

★重点的な取組：関係部署・関係機関との連携拡充 ○ 外国人コミュニティの把握／○ ボランティアの育成

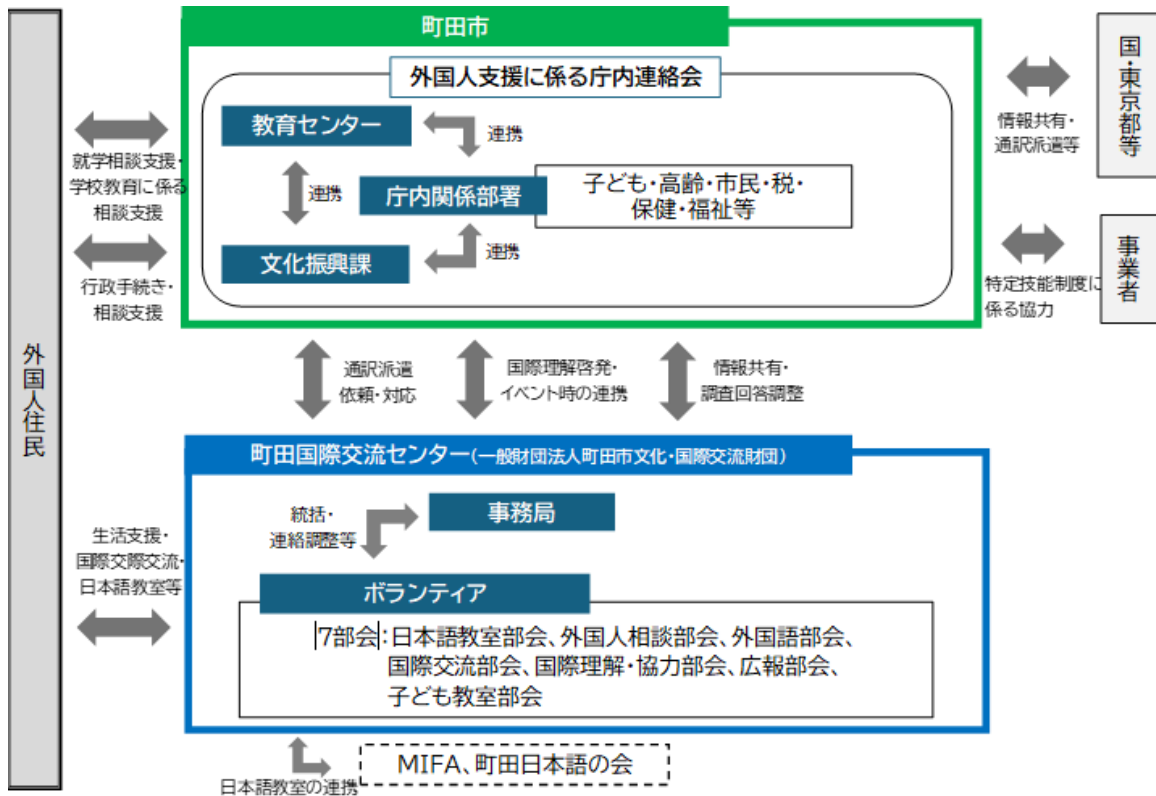
「外国人支援に係る庁内連絡会」等を通じて、居住実態や子育て環境等の情報を継続的に共有します。得られた知見を施策の改善や新たな支援検討に活用し、相談体制や教育現場へ還元することで、より実態に即した支援を実現します。

(取組例)
・庁内・庁外連絡調整体制の再構築
→外国人住民のニーズや生活上の課題を的確に把握し、その解決を図るため、庁内外の連絡・調整体制を再構築

町田市多文化共生推進方針
～参考資料～

Ⅰ 現状の支援体制

市では、「まちだ未来づくりビジョン2040」（政策7「ありのまま自分を表現できるまちになる」）に基づき、国籍の違いにかかわらず互いを尊重し、認め合うことで、誰もがありのままの自分を表現できるまちの実現を目指して、国際交流センターと連携しながら、国際関連施策を推進してきました。



※参考：国際交流センターの7部会

部会名称	内容
① 日本語教室部会	日本語教室（8クラス）、日本語発表会、文集の作成ほか
② 外国人相談部会	生活相談、同時通訳、翻訳
③ 外国語部会	語学サークル活動
④ 国際交流部会	国際交流パーティ、交流バスツアー、文化紹介、留学生の日本家庭訪問
⑤ 国際理解協力部会	懇談会・講演会の開催、外国人との交流、意見交換、「夢広場」の運営支援
⑥ 広報部会	ボランティア情報紙「ぼろんていえ」の発行
⑦ 子ども教室部会	学校生活と学習に必要な日本語習得の支援、異文化交流の場、居場所づくり

2 多文化共生に関する国と東京都の動向

(1) 国の動向

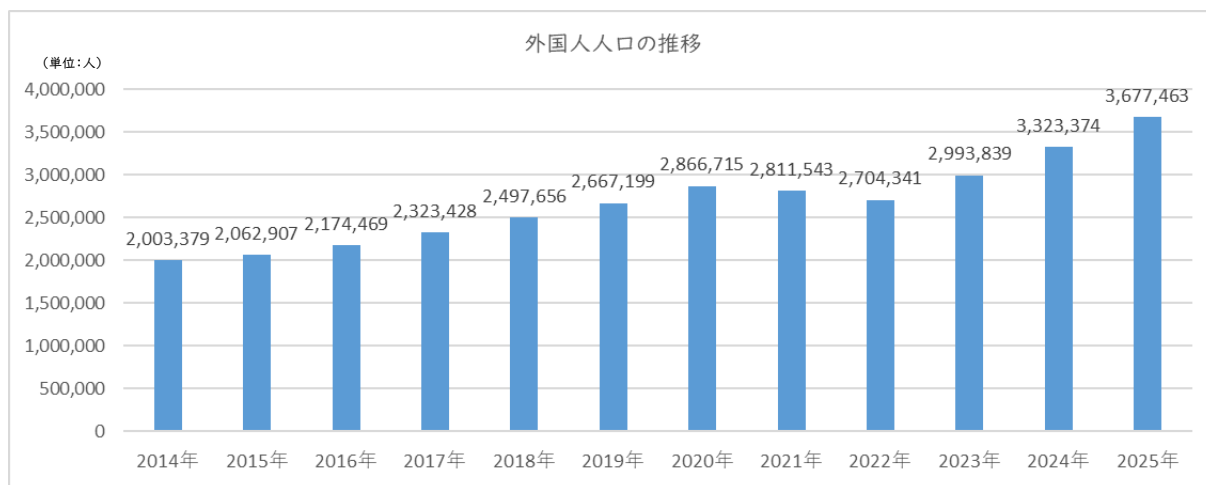
年次	内容
2006 年 3 月	・「多文化共生の推進に関する研究会報告書（総務省）」にて“多文化共生”が定義 ・「地域における多文化共生推進プラン（総務省）」を策定 ・総務省が地方公共団体に対し、多文化共生の体系的・計画的な推進を促し、地方交付税の交付措置や研究会によるプラン策定などを推進
2018 年 7 月	・「外国人受入れ環境の整備に関する業務の基本方針」を閣議決定
2018 年 12 月	・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめ - 外国人との共生社会実現に向けた意見聴取・啓発活動、外国人材の円滑かつ適正な受入れ促進、生活者としての外国人に対する支援、新たな在留管理体制の構築などの施策を実施
2019 年 4 月	・「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行 - 特定の産業分野で深刻化する人手不足に対応するため、新たな在留資格「特定技能」を新設
2020 年 9 月	・「地域における多文化共生推進プラン（総務省）」を改訂 - 多文化共生施策推進の今日的意義を提示し、地方公共団体に推進を求める。
2022 年 6 月	・「外国人との共生社会の実現のためのロードマップ」を策定
2023 年 6 月	・外国人労働者の中長期的な就労を促すため、在留資格「特定技能 2 号」の対象分野を 2 分野から 11 分野に拡大することを閣議決定
2024 年 6 月	・「出入国管理及び難民認定法」等の改正法が成立。技能実習制度を廃止し、外国人材の確保と育成を目的とした「育成就労制度」の創設を決定
2025 年 7 月	・内閣官房に「外国人との秩序ある共生社会推進室」を設置。外国人施策の司令塔として、省庁間の企画・立案や総合調整機能を強化
2025 年 11 月	・「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」を改組。出入国管理の適正化や社会保険料の未納付防止などに省庁横断で取り組む体制を整備

(2) 東京都の動向

年次	内容
2016 年 2 月	・「東京都多文化共生推進指針～世界をリードするグローバル都市へ～」を策定 - 同指針では「多様性を都市づくりに活かし、都民や企業、教育機関など全員参加による多文化共生推進」を掲げる。
2025 年 3 月	・「東京都多文化共生推進指針」を改訂 「新たな日常」の構築を目指し、ICT 活用（多言語情報提供）、日本語教育の推進、災害・感染症対策強化、「2050 年目標」（多様性と包摂性のある社会）達成に向け、外国人住民を「地域の一員」として受け入れる環境整備を加速させることを盛り込む。

3 国内の外国人人口の推移

2020年の新型コロナウイルス感染症拡大後、一時的に減少しましたが、2023年からは再び増加に転じ、過去最高を記録し続けています。



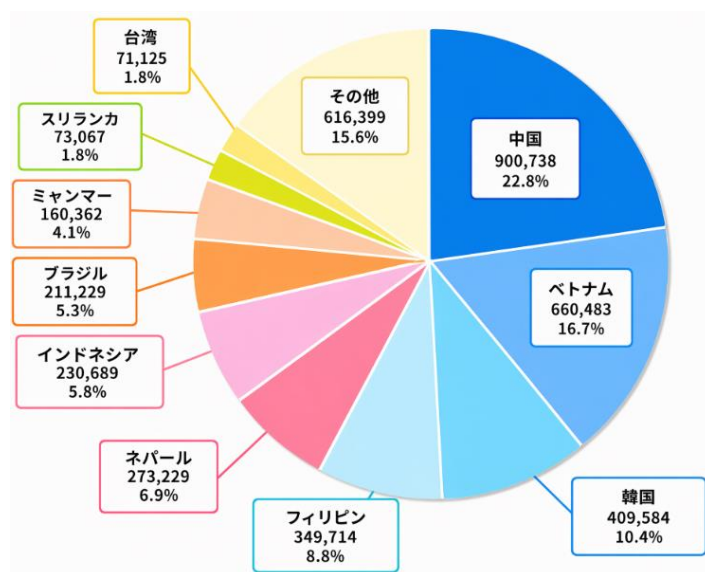
(出典) 総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数 (令和7年1月1日現在) 掲載の表を加工

*参考 (2026年1月現在)

- ・東京都の外国人人口は、2026年1月時点で約78万人、総人口約1,408万人の約5.6%を占める。
- ・都道府県別の外国人労働者数では東京が全国で最も多く、全国の25.4%を占める。

4 国籍・地域別 在留外国人の構成比

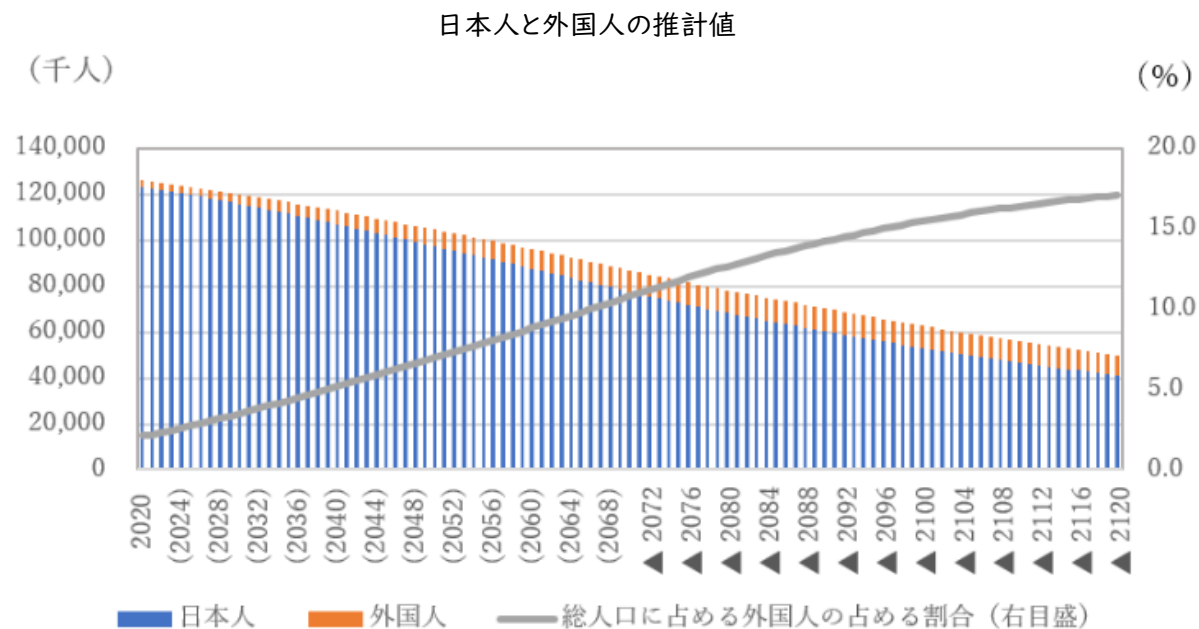
国籍・地域別では、中国が最も多く、ベトナム、韓国、フィリピンが続き、アジア圏が大半を占めています。



(出典) 出入国在留管理庁 HP 掲載資料 (2025 年末時点) を加工

5 将来人口推計（日本人と外国人の推計）

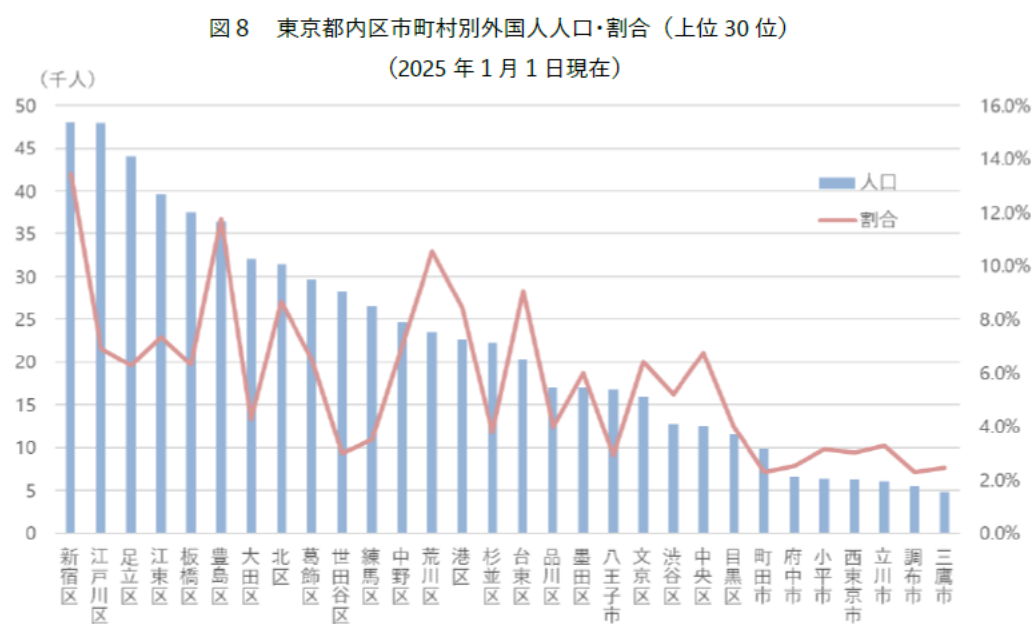
日本人人口が減少する一方で、総人口に占める外国人の占める割合は、右肩上がりで増えていく見込みです。



6 都内の外国人人口

(1) 都内区市町村別の外国人人口・割合

都内の外国人人口は、区部の自治体が上位を占めています。町田市は市部において上位であるものの、市の総人口に占める外国人人口の割合は他市よりも低い傾向にあります。



(2) 都内の国籍・地域別外国人人口（上位 10 か国・地域）

都内においては、区部の外国人人口が市部よりもはるかに多い状況です。都全体の国籍・地域別としては、中国が最も多く、韓国、ベトナム、ネパール、フィリピンが続き、アジア圏が大半を占めています。

国・地域	総数	中国	韓国	ベトナム	ネパール	フィリピン	ミャンマー	台湾	米国	インド	インドネシア	その他	前年同月との比較	
													総数	増減数
総数	721,223	280,819	89,637	52,971	48,649	36,943	28,801	23,676	21,349	18,678	12,588	107,112	647,416	73,807
区部	605,506	245,215	76,076	39,632	41,062	27,173	25,795	20,658	17,452	17,270	8,576	86,597	542,864	62,642
市部	113,962	35,451	13,432	13,021	7,512	9,447	2,949	3,001	3,814	1,393	3,817	20,125	102,977	10,985

令和7年1月1日時点

7 町田市の現状

(1) 外国人人口と市の総人口に占める割合

市の総人口に占める外国人人口の割合は、2020年以降上昇しており、特に2022年度以降は右肩上がりで増えています。



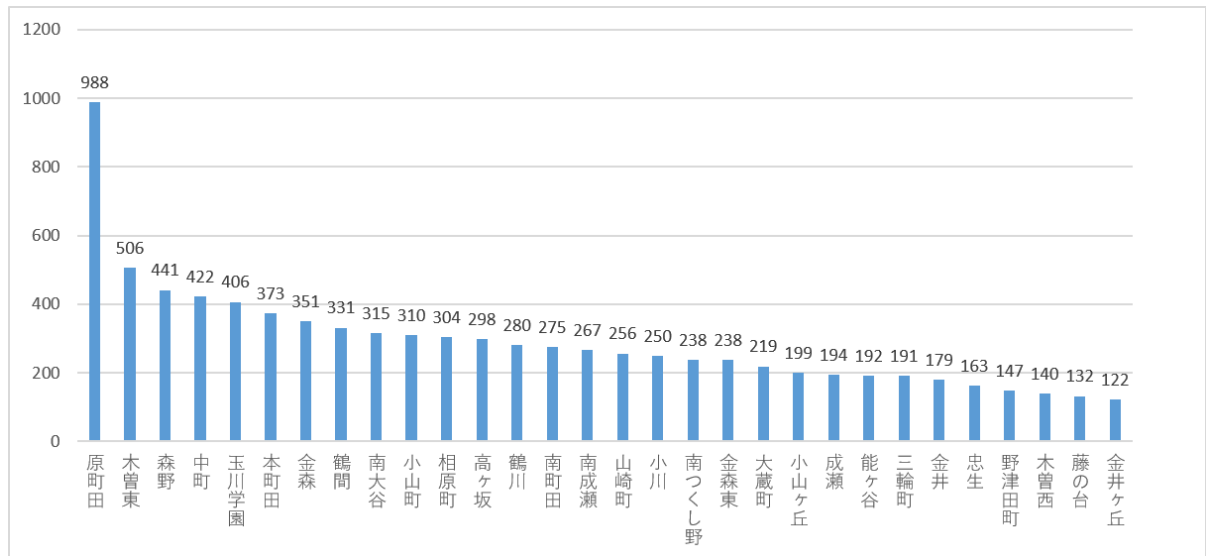
町田市の外国人人口と人口総数に対する割合

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
市の人口総数	428,851	429,645	430,803	431,018	430,558	430,153
外国人人口 (対前年)	7,033 (-)	7,209 (+176)	7,382 (+173)	8,315 (+933)	9,195 (+880)	10,197 (+1,002)
割合	1.64%	1.68%	1.71%	1.93%	2.14%	2.37%

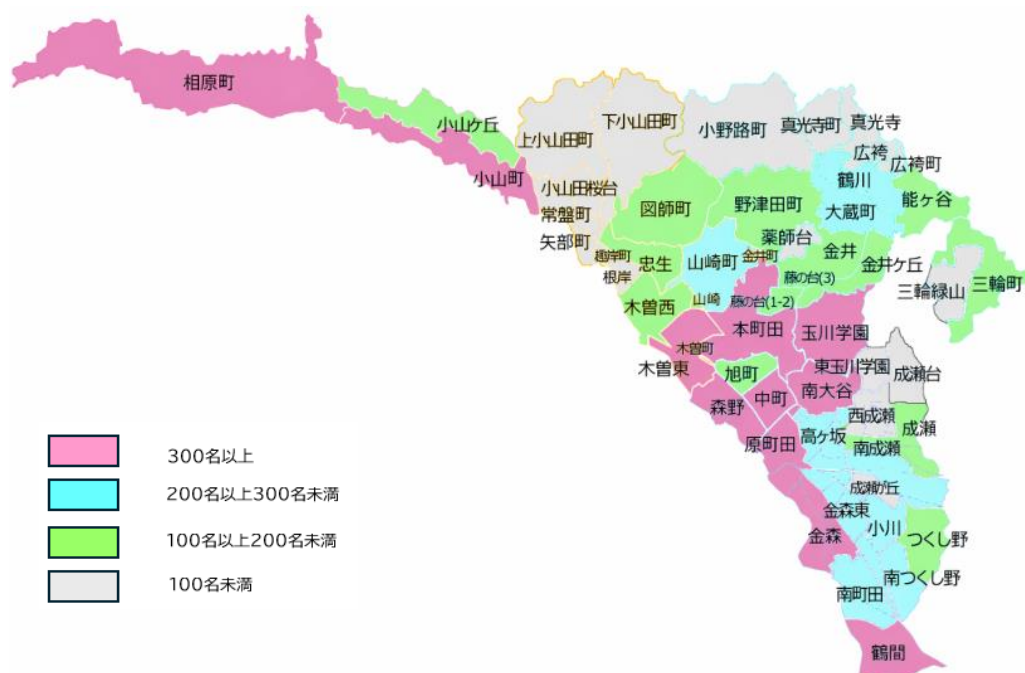
(2) 市内の外国人住民の居住実態

市内の町丁別人口では、原町田が最も多く、次いで木曽東、森野、中町、玉川学園の順となっています(①町丁別外国人人口(上位30地区)参照)。居住地区で見ると、駅周辺の地区に多くが居住する傾向があります。

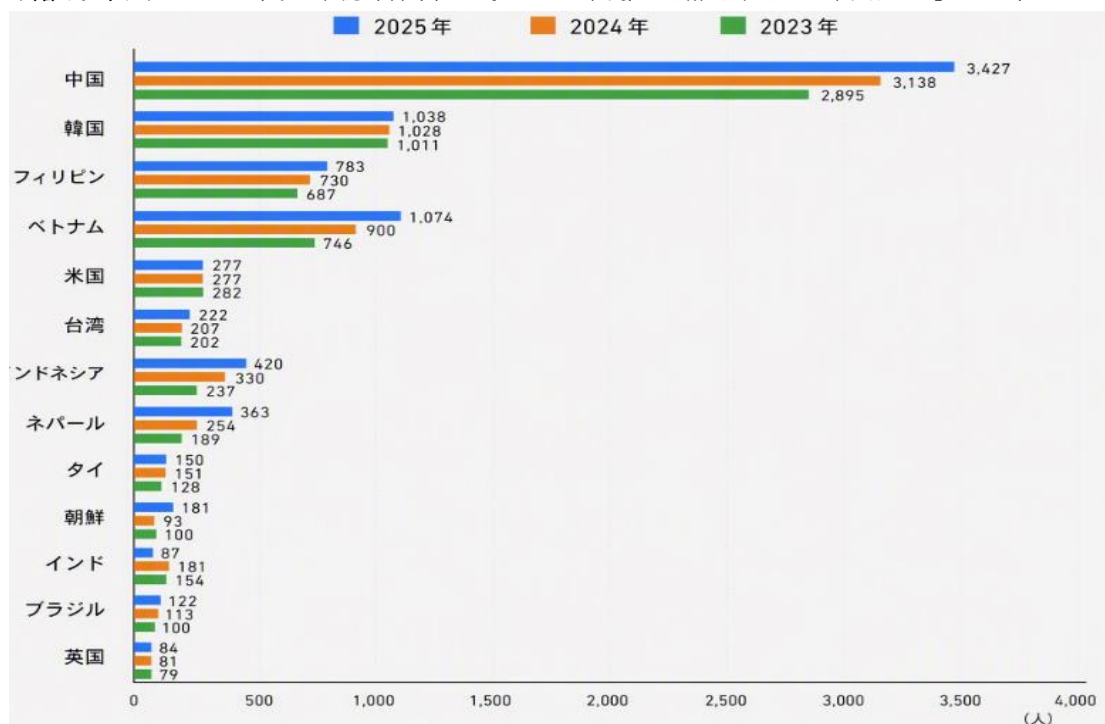
①町丁別外国人人口(上位30地区)(2025年4月1日現在)



②居住分布図(2025年4月1日現在)



③国籍別外国人人口（町田市統計書（第59号 2025 年度）「国籍別外国人世帯数、人口」を加工）



④在留資格別人口（◆在留資格別登録者数 各年4月1日現在）



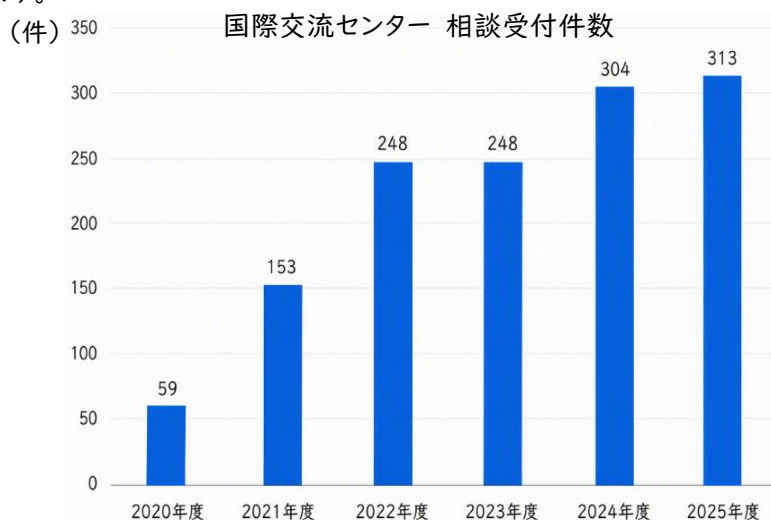
【在留資格】

永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
留学	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒
家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子
特別永住者	入管特例法に基づき、戦前から日本に居住していた旧植民地出身者（主に韓国・朝鮮、台湾出身者）とその子孫に付与される在留資格
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・子・特別養子

(3) 国際交流センターにおける相談支援状況

①相談件数

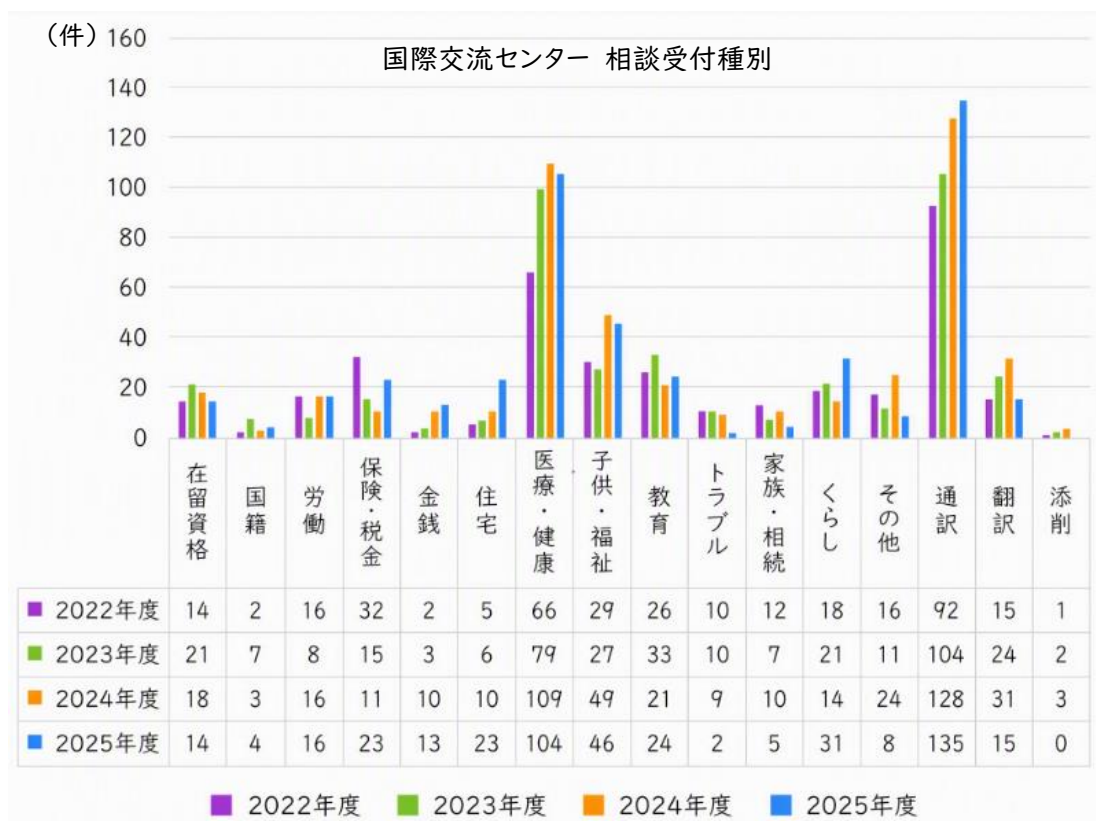
国際交流センターへの相談は、コロナ禍を経て増え続け、外国人人口の増加とともに年々増加傾向にあります。



出典：国際交流センター資料を加工

②相談種別

国際交流センターへの相談種別は、「医療・健康」及び「子供・福祉」に関する内容の増加が目立ち、専門用語や制度の複雑な分野における相談が近年増えています。また、通訳派遣に係る件数も年々増加しており、ボランティアの負担増の要因となっています。



出典：国際交流センター資料を加工

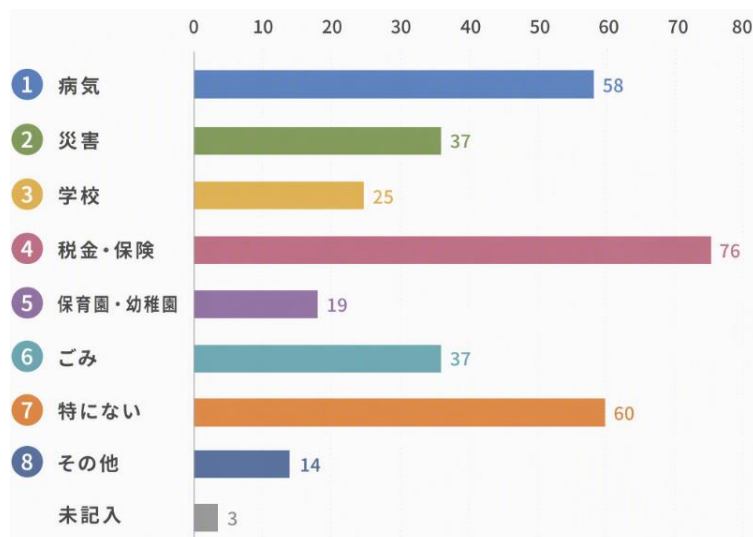
(3) 外国人向けアンケート調査結果(2024・2025 年度)

市では、2024年5月から「外国人向けアンケート調査」を実施しており、以下のとおり、外国人住民の生活に関するニーズを把握しています。

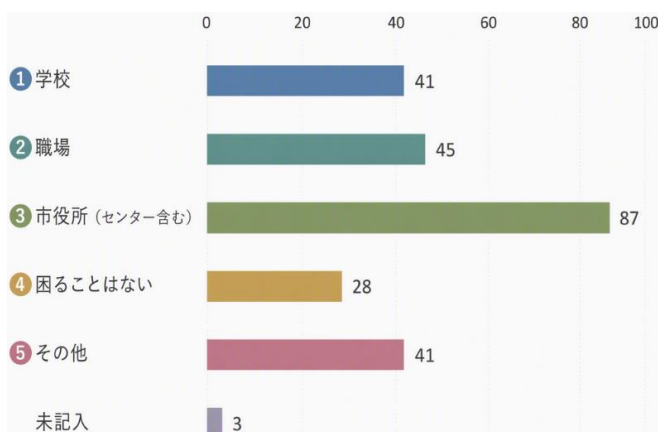
*対 象 者：市民課・市民センターの窓口にて手続きをした外国人(2024・2025 年度)／

町田国際交流センター利用している外国人(2024 年度)／教育センター事業利用の保護者の外国人(2024 年度)

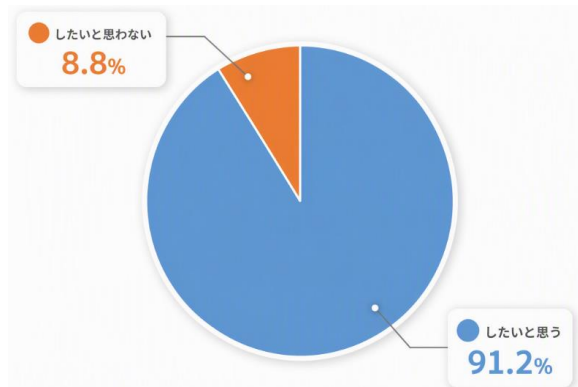
- ①日本の生活でわからなくて困ることは、税金・保険が最も多く(76 名:23.1%)、特にない(60 名:18.2%)、病気(58 名:17.6%)災害(37 名:11.2%)・ごみ(37 名:11.2%)と続いている。



- ②日本のことで困ったときの相談先としては、市役所(87 名:35.5%)が突出して多い。



- ③多くの方が日本語を勉強したいと思っている(したい思う124 名(91.2%))。



8 町田市の取組状況と課題／多文化共生推進のための方向性

国は「地域における多文化共生推進プラン」において、国籍や文化の違いにかかわらず、すべての住民が安心して暮らし、互いを尊重しながら地域社会で活躍できる包摂的な多文化共生社会の実現を目指しています。そのため、“地域における多文化共生施策の基本的な考え方”として4つのカテゴリーに整理し、各カテゴリーに“具体的な施策”を示しています。市では、これらの考え方および施策に基づき、他自治体の取組状況を参考にしながら、町田市としての取組状況を整理・評価し、現状の課題を洗い出すことで、今後の多文化共生推進のための方向性を示します。

No.	国が「地域における多文化共生推進プラン」が示す 包摂的な多文化共生社会の実現を目指すための具体的な施策	他自治体における取組状況 (共通の取組)	町田市の取組状況と 他自治体の取組状況に照らした評価
1	コミュニケーション支援 特にニューカマーの中には日本語を理解できない人もおり、日本語によるコミュニケーションが困難なことによる様々な問題が生じているため、外国人住民へのコミュニケーションの支援を行うこと。 【具体的な施策】 ○日本語及び日本社会に関する学習支援：日本語および日本社会に関する学習機会の提供など ○地域における情報の多言語化：多様な言語・メディアによる行政・生活情報の提供／NPO等との連携による多言語情報の提供など	・日本語学習支援・日本語教室の開催 ・行政情報の多言語化や「やさしい日本語」対応	△ 【取組状況】 ・日本語教室や子ども教室の実施 ・市の HP の多言語化や「伝わる日本語運動」の実施。 ・タブレットや電話通訳による相談体制整備 【評価】 ・行政窓口及び市 HP における多言語化等の対応が実施できている。 ・国際交流センターにおいて日本語教室を実施しているが、学習希望者の増加に対応した持続可能な環境が整っていない。
2	生活支援 外国人住民が地域において生活する上で必要となる基本的な環境が十分に整っていないことが問題としてあげられるため、生活全般にわたっての支援策を行うこと。 【具体的な施策】 ○居住：情報提供による居住支援、入居差別の解消／自治会・町内会等を中心とする取組の推進など ○教育：学校入学時の就学案内や就学援助制度の多様な言語による情報提供／日本語の学習支援／多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進など ○労働環境：ハローワークとの連携による就業支援／商工会議所等との連携による就業環境の改善など ○医療・保健・福祉：医療問診票の多様な言語による表記／健康診断や健康相談の実施／母子保健および保育における対応など ○防災：災害等への対応／緊急時の外国人住民の所在把握／災害時の通訳ボランティアの育成・支援、連携・協働など	・生活に関する相談支援 ➡庁舎内設置の外国人相談窓口 ・区部：新宿区、豊島区、目黒区、港区 ・就学案内・日本語指導・留学生サポートなどの教育支援 ・多言語案内・通訳などの医療・福祉支援 ・災害時の多言語対応、防災拠点での言語支援体制の整備	△ 【取組状況】 ・教育センターによる就学相談等各種支援の実施 ・医療等における通訳派遣の実施 ・地域防災計画等における役割の明確化 ・防災時の通訳派遣等の体制整備、要支援配慮者としての検討 ・災害時対応に関するリーフレットの作成 【評価】 ・庁内各課での個別対応に留まり、必要な支援を一元的に提供する体制としては不十分。また、国際交流センターの部会による支援活動は展開されているが、市との連携体制に課題がある。 ・災害時対応について地域防災計画に記載し、通訳派遣等の体制を整備しているが、体系的に連絡体制を整えられていない。
3	多文化共生の地域づくり 外国人住民が地域社会での交流機会が不足し孤立しがちであることや、地域社会において日本人住民と外国人住民との間に軋轢が生じることも少なくないため、地域社会全体の意識啓発や外国人住民の自立を促進する地域づくりを行うこと。 【具体的な施策】 ○地域社会に対する意識啓発：地域住民等に対する多文化共生の啓発／多文化共生をテーマにした交流イベントの開催など ○外国人住民の自立と社会参画：外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入／外国人住民の地域社会への参画など	・多文化共生意識醸成のためのイベントやワークショップ、啓発活動の実施 ・町内会活動への参加支援などの地域住民との交流促進 ・外国人住民の社会参加支援（代表者会議、国際交流活動等）	△ 【取組状況】 ・国際交流イベントの実施・ホストタウン等周知 ・地域住民の意識啓発及び外国人と日本人との交流 【評価】 ・多文化共生意識醸成のためのイベントや啓発活動、地域住民との交流を実施しているものの、参加者が限定的であることや、広く門戸を広げて実施できているわけではない。
4	多文化共生施策の推進体制の整備 1～3の施策を遂行するための体制整備を図るとともに、県、市町村、地域国際化協会、国際交流協会、NPO、NGO、その他の民間団体の役割分担を明確化し、各主体の連携・協働を図ること。 【具体的な施策】 ○多文化共生の推進を所管とする担当部署の設置や庁内の横断的な連携 ○地域における各主体の役割分担と連携・協働	・多文化共生推進部署の設置や国際交流協会等との連携強化 ➡国際交流協会を設置する市区（22市区） ・市部：八王子市、武蔵野市、三鷹市、町田市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、狛江市、多摩市、調布市 ・区部：中央区、港区、新宿区、品川区、目黒区、世田谷区、中野区、杉並区、荒川区、板橋区 ・評議会、推進委員会等による市民参画	△ 【取組状況】 ・「外国人支援に係る庁内連絡会」による横断的な情報共有 ・文化振興課と国際交流センターとの連携 ・市関係部署と国際交流センターとの連携 【評価】 ・庁内連絡会を設置し情報共有を行っているものの、庁内横断的な連携体制が整っているわけではないため、機能を高めていく必要がある。

＊町田市 of 取組状況を他自治体と比較・評価した結果、全体的な施策は網羅されているものの、一部においてさらなる補完が必要です。近年の外国人住民の増加傾向を鑑み、持続可能な多文化共生社会の実現に向けた課題と、その解決に向けた方向性を以下のとおり提示します。

No.	町田市における課題	多文化共生推進のための方向性 (カテゴリーごとの課題を解決するための方向性)
1	コミュニケーション支援 ○ 日本語教育支援見直しの必要性 ・学習希望者の増加で教室スペースが逼迫しています。 ・ボランティアの活動に依存しており、人材確保や人材育成を行う必要があります。 ・外国人住民の増加に伴い、ボランティアの負担が増えています。 ・『東京における「地域日本語教育の体制づくり」のあり方（令和2年東京都）』の中で、初期日本語教育は行政が保障すべきとされるが、現状はセンターのボランティア頼みとなっており、市が関与していく必要があります。	○ 日本語教育の実施 日本語教育における市と国際交流センターとの役割を整理するとともに、教室環境の確保や運営体制の見直しを進めます。 ■課題解決のための取組例 ・初期日本語教育の充実 →東京都が示す「東京における地域日本語教育の体制づくり」の考え方を踏まえ、現在、町田国際交流センター等が実施している初期日本語教室について、市の責任において実施します。 ○ 行政情報の多言語化や「やさしい日本語」対応 ボランティアの負担軽減を図るとともに、行政情報の多言語化や「やさしい日本語」対応を推進します。
2	生活支援 ○ 生活に関わる相談支援の構築の必要性 ・現状、外国人住民の相談内容や支援履歴を体系的に蓄積するデータベースがないため、国際交流センターや各部署のデータを蓄積し、継続支援や課題分析に活かしていく必要があります。	○ 生活に関わる相談支援の実施 相談の受付から情報の管理・活用までを一体的に捉え、状況の把握や施策の改善につなげる仕組みを整えます。 ■課題解決のための取組例 ・生活相談支援の実施 →外国人住民の困りごとの解決を図るとともに、相談実績をデータベース化して蓄積し、社会状況の変化に対応した施策へ反映するため、市の責任において生活相談支援を実施します。 ○ 災害時の体制整備／○ 情報収集・発信／○ 通訳派遣・翻訳等の実施 平時・災害時を問わず、必要な支援や情報が適切に届く体制を構築し、多様な背景をもつ市民が安心して暮らせる環境づくりを進めます。
3	多文化共生の地域づくり ○ 国際交流活動の充実の必要性 ・国際交流センターでは、国際交流イベントを通じて地域住民の意識啓発や外国人と日本人の交流を促進していますが、参加者が関係者（事務局や部会を中心とした特定の方々）に偏ってしまっているため、裾野を広げていく必要があります。	○ 国際交流の場の提供／○ 外国人住民の地域活動支援 （○ 国際理解協力活動の実施／○ 子ども教室の開催） 多様な市民が関心を持ち参加できるよう、内容や手法を工夫しながら交流の機会を広げるとともに、外国人住民の地域参加支援や子ども向けの取組などを通じ、地域に根ざした国際交流を推進します。 ■課題解決のための取組例 ・国際交流活動の推進 →多様な市民が関心を持ち参加できるよう、内容や手法を工夫しながら交流の機会を広げるとともに、外国人住民の地域参加支援や子ども向けの取組などを通じ、地域に根ざした国際交流を推進します。
4	多文化共生施策の推進体制の整備 ○ 多様なニーズに対応するための連携の必要性 ・「外国人支援に係る庁内連絡会」は情報共有にとどまっているため、各部署が抱える具体的な課題整理や、施策改善につながる意見交換等を行い、連携を図ることで、庁内横断的な多文化共生施策の推進体制を整える必要があります。	○ 関係部署・関係機関との連携拡充 多様なニーズに柔軟かつ的確に対応していくため、庁内外の関係者が情報や課題を共有し、継続的に検討を深められる体制づくりを進めます。 ■課題解決のための取組例 ・庁内・庁外連絡調整体制の再構築 →外国人住民のニーズや生活上の課題を的確に把握し、その解決を図るため、庁内外の連絡・調整体制を再構築します。 ○ 外国人コミュニティ把握／○ ボランティア育成 外国人支援に関する連携を強化し、実態の把握や人材育成にも配慮しながら、分野を横断した多文化共生施策が着実に推進される環境を整えます。